

令和6年3月26日

各務原市総合事業指定事業者 御中

各務原市健康福祉部高齢福祉課長  
介護保険課長

## 令和6年度介護報酬改定における加算届出の取扱いについて

平素より各務原市介護保険行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記の件につきまして、令和6年度介護報酬改定に伴い、「訪問介護相当サービス（A2サービス）」及び「通所介護相当サービス（A6サービス）」に係る、新設及び改定等のあった加算等の届出の対応を下記のとおりとさせていただきますので、留意事項をご確認のうえ、適切にご対応いただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1. 提出書類

- ・介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書（別紙1-1）
- ・介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表（令和6年4月1日～）（別紙1-2）

#### 2. 提出期限

##### 令和6年4月1日（月）（当日消印有効）

- ・令和6年度介護報酬改定の影響を受けない加算についても上記の提出期限とします。
- ・提出期限が短くなっておりますので、柔軟に対応いたします。期限が遅れての提出となる可能性のある場合は、必ず事前にご相談いただきますようお願いいたします。

#### 3. 提出方法・提出先

窓口、郵送またはメールでご提出ください。

- 窓口：各務原市役所 健康福祉部 介護保険課 施設指導係（本庁舎2階）
- 郵送：〒504-8555 各務原市那加桜町1丁目69番地
- メール：[kaigo★city.kakamigahara.gifu.jp](mailto:kaigo★city.kakamigahara.gifu.jp)（★を@に変換してください）

#### 4. 留意事項

##### （1）訪問介護相当サービス（A2サービス）

- ・**高齢者虐待防止措置実施の有無：届出がない場合は「減算型」となります**
- ・**同一建物減算（同一敷地内建物等に居住する者への提供）：新たな届出がない場合は「非該当」となります**

- ・同一建物減算（同一敷地内建物等に居住する者への提供（利用者 50 人以上））：新たな届出がない場合は「非該当」となります
- ・同一建物減算（同一敷地内建物等に居住する者への提供割合 90%以上）：新たな届出がない場合は「非該当」となります
- ・口腔連携強化加算：新たな届出がない場合は「なし」となります

(2) 通所介護相当サービス（A 6 サービス）

- ・高齢者虐待防止措置実施の有無：届出がない場合は「減算型」となります
- ・業務継続計画策定の有無：届出がない場合は「減算型」となります
- ・一体的サービス提供加算：届出がない場合は「なし」となります

5. 参考

市ウェブサイトの様式等を掲載しておりますので、ご参照ください。

- 指定事業所の介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る加算（減算）の体制などの届出について

URL：<https://www.city.kakamigahara.lg.jp/business/kaigohoken/1009190/1009195.html>

- 問い合わせ先（総合事業の内容について）

各務原市 健康福祉部 高齢福祉課 地域包括ケア推進係			
係長	宇佐見	担当	高場
電話	058-383-2124（直通）		
FAX	058-383-6365		

- 問い合わせ先（届出について）

各務原市 健康福祉部 介護保険課 施設指導係			
係長	熊澤	担当	森
電話	058-383-2067（直通）		
FAX	058-383-6365		